

意見募集に寄せられたご意見及びこれに対するホットライン運用ガイドライン検討協議会の考え方について

第1 「ホットライン運用ガイドライン改訂案」の改訂内容に関するもの

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p>「ストーカー行為等」は新たに加える必要はないと思う。</p>	<p>今回、追加を検討している7類型の情報は、犯罪につながる可能性がある様々な情報の中でも、特に個人の生命・身体に危害を加える危険性・緊急性が高い情報としています。</p> <p>ストーカー事案の特徴として、警察が認知した時点では、外形上は比較的軽微な罪状しか認められない場合であっても、事態が急展開して殺人等の重要犯罪に発展するおそれが大きいことなどがあるため、被害者等の安全の確保を最優先とする観点から、追加対象としています。</p>
<p>インターネット・ホットラインセンターが人の生命や身体に何らかの被害を与えるかもしれないようなネット上の情報を取り扱うことについては良いと思いますが、高危険性等有害情報という言葉は、何が危険で有害なのか、何を意味しているのか分かりにくいです。</p> <p>他の情報とは異なり、はっきりと犯罪に密接した情報であることがすぐに分かるような言葉に変えてはいかかでしょうか。</p>	<p>「高危険性等有害情報」という呼称は、「個人の生命・身体に危害を加える危険性・緊急性が高い情報」の中の単語を組み入れたものですが、ご指摘のとおり、今回追加を検討している7類型の情報の意味合いを反映させている訳ではなく、一般的にも理解しづらいため、改めて、「ホットライン運用ガイドライン検討協議会」において再検討しました。</p> <p>この7類型の情報については、このままインターネット上に流通すると、結果的に殺人や強盗、放火、誘拐等の重要犯罪に発展する危険性を孕んでおり、重要犯罪と密接な関係にあることから、「重要犯罪密接関連情報」という呼称に変更することとします。</p>

第2 「ホットライン運用ガイドライン改訂案」の改訂内容以外に関するもの

1 ホットライン運用ガイドラインに関するもの

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p>政治家の安全を守る為にガイドライン変更をするなら、多くの子供に影響を及ぼす有害情報から子供を守るために、そのような情報を遮断し、有害な情報を記載しているサイトやプロバイダに対応を依頼できるように、ガイドラインを変更してほしい。</p> <p>特に医薬品を使ったオーバードーズの情報や、実際にオーバードーズをした経験や内容が記載されたURLや、楽になれるから多幸福感を得られるから一緒にやりましょうといった薬物パーティーへの入り口になるような書き込みも、規制の対象に加えて欲しい。</p> <p>規制の対象ではないからとの理由で、子供の命や精神を傷つけ、麻薬などと同様に重大な依存を引きおこす、医薬品の過剰摂取の情報を放置している状況はおかしい。</p>	<p>今回のホットライン運用ガイドラインの改訂は、インターネット上における公共安全と秩序の維持及び人命保護の観点から行うものです。</p> <p>そのため、ホットラインセンターとしては、有害情報のうち、個人のみならず他者をも巻き込み、その生命・身体に危害を加える危険性・緊急性が高い7種類の情報について限定的に対象とすることが適当であると考えます。</p> <p>ウェブサイト等に具体的に記載されている事項が向精神薬を濫用することの決意を生じさせる、又は既に生じている決意を助長させる刺激を与えるものであることが明らかな場合は、現行のホットライン運用ガイドラインでも違法情報(⑤薬物犯罪等の実行又は規制薬物の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為)として判断し対応しています。</p> <p>なお、ホットライン運用ガイドラインに記載のとおり、ホットラインセンターにおいて集積した情報については、定期的にフィルタリング事業者に対し情報提供をしており、その中には、青少年にとって有害な影響を及ぼす情報についても含まれています。</p>

2 ホットライン運用ガイドラインの運用に関するもの

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
なし	

3 ホットライン運用ガイドラインと直接関係しないもの

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
なし	